

一般社団法人日本臨床神経生理学会 理事選挙規則

第一章 目的

第1条 一般社団法人日本臨床神経生理学会（以下、当法人）の定款（以下、定款）第13条2項に定めのある社員総会における理事選任、ならび当法人の役員選出規則（以下、役員選出規則）に関する補足事項を定める。

第二章 被選挙権

第2条 代議員の中からの選出は、以下2項および3項を満たすものの中から選出する。

- 2 理事選出が行われる年の9月30日現在で満65歳未満の代議員
- 3 未納会費がないこと

第三章 選挙権

第3条 定款第13条2項にある社員総会による選任は、代議員会当日の出席者で行う。

第四章 理事会構成

第4条 役員選出規則の第7条に従い、選出する理事定数の3分の2である10名を選挙により選出（選挙理事候補者）し、残り5名は別に選出（推薦理事候補者）することを原則とする。

第五章 選挙理事選出

第5条 第2条の条件を満たす代議員のうち、理事職をつとめることを希望するものは、抱負を含めた必要事項を、別記様式1により提出することとする。

2 第1項の提出は、書面および電子ファイルにて後述の理事選挙管理委員会の指示する所宛にする。

3 第1項の提出は、理事が選出される年の8月1日（消印有効）までとする。

第6条 被選挙人は選挙当日に代議員会に出席することを原則とするが、公務による欠席および病気、交通事情、その他の急な事情による欠席の場合は立候補を有効とする。

2 前項の判断を行うため、欠席者は理由書を提出する。

3 欠席事由を勘案して立候補を認めるかは理事選挙管理委員会の協議に委ねる。

第7条 提出された様式1による必要事項は、第2条の資格に適しているか、および第6条3項の欠席事由について、理事選挙管理委員会にて審議決定する。

2 理事選挙管理委員会は資格を認定した候補者の氏名、および様式1のうち、満年齢、勤務先（所属、職責）、専門分野、専門科、抱負を会員専用ホームページにて提示する。

3 前項の提示は、理事が選出される年の10月1日までに行う。

4 理事選挙管理委員会は、資格を認めなかった候補者に理由を付して通知する。

第8条 第3条による選挙者は、代議員会において、第7条にて認定された候補者のうち5名まで、名前の下に○をする。

2 前項の開票は、代議員会当日に理事選挙管理委員会の管轄のもとに行う。

3 第7条3項による資格を認定された候補者の提示後に第6条の欠席事由がでた場合は、理事選挙管理委員会にて審議、決定を行い、第8条1項の投票の前に、候補者一覧の修正を提示する。

第六章 得票数判定

第9条 第8条の開票により得票順に上位10名が確定する場合は、理事選挙管理委員会は選挙理事候補者として代議員会に報告する。

第10条 第8条の開票により得票数同数を同位とすると10名に限定できない場合は、理事選挙管理委員会は11名もしくは12名までを選挙理事候補者とするを代議員会に提案する。

2 得票数同数を同位にすると12名までに収まらない場合、理事選挙管理委員会は、選出者が10-12名になるまでを最下位の同得票者による決戦投票を行うことを代議員会に提案する。

第11条 理事選挙管理委員会は、第9条および第10条の結果を代議員会に報告し、承認を得て、選挙理事の確定とする。

2 前項の報告にあたっては、理事選挙管理委員会は全立候補者数の得票数も同時に報告する。

3 役員選出規則第9条の欠員補充のため、理事選挙管理委員会は、選挙結果の次点者も同時に確定する。次点者の同得票者数においては、年長者をより上位に確定する。

第七章 推薦理事および理事長の選任

第12条 理事定員15名のうち、第11条による確定した選挙理事を除いた人数について推薦理事の選任をおこなう。

第13条 選挙理事が6名以上出席していれば推薦理事および理事長を選出する。

第14条 第12条の推薦理事の選任にあたっては、第11条によって確定した選挙理事によって候補者を選定する。

- 2 前項の選定にあたっては、監事が陪席し、必要に応じ意見を述べる。
- 3 不在の選挙理事は、推薦理事の選考に加われない。

第15条 第14条による推薦理事の候補者を代議員会において提示し、代議員会の承認を得る。

第16条 第11条により確定した選挙理事および第15条により確定した推薦理事により、理事長選出に入る。

- 2 前項の選定にあたっては、監事が陪席し、必要に応じ意見を述べる。
- 3 不在の選挙理事は、理事長への立候補、理事長選考に加われない。

第17条 第13条において、選挙理事が5名以下の場合は、1ヶ月以内に選挙理事による会合を開いて推薦理事候補を選出し臨時代議員会に提案する。臨時代議員会において推薦理事の承認が得られた後に理事長選出に入る。

- 2 推薦理事と理事長職が決定するまでは前執行部（前理事会）が理事会の運営代行を行う。

第八章 理事選挙管理委員会

第18条 本会は、第5条から第11条にかかわる選挙の管理、執行の業務を行うため、理事選挙管理委員会を置く。

- 2 理事選挙管理委員会委員は、満65以上の代議員経験者の中から選任する。
- 3 理事選挙管理委員会委員は互選により委員長を定め、選挙に対する事務的作業を遂行する。
- 4 委員長及び委員の任期は、委嘱の日から始まり、第11条の理事選出結果を代議員会に報告するまでとする。

第19条 理事選挙管理委員会に係る業務は、委員の三分の二以上の同席を必要とする。

2 事情により委員が揃わない場合は、代議員会は第18条2項に準じ、委員を補足する。

第20条 理事選挙管理委員会は定款第30条第1項に定める委員会とするが、委員会に関する規則の適応外とし、別に運営に関する規則を設ける。

第九章 改廃

第21条 本規則の改廃は、理事会ののち、代議員会の承認を必要とする。

附則

1 本規則は、定款第43条に則り、理事会、代議員会の決議を経て、2016年10月26日より施行する。